

前回いただいた御質問について

技能実習生の報酬に関する説明書

技能実習生に対する報酬については、以下のとおり、「日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であること」を担保しております。

1 技能実習生に対する報酬

①技能実習生の氏名 ※ 複数名について記載する場合に追加欄を追加すること。記載しきれない場合には別紙に記載することも可とし、当欄には「別紙のとおり」と記載すること。	ローマ字	
	漢字	
	ローマ字	
	漢字	
②技能実習生の職務内容や責任の程度		
③技能実習生の年齢、性別及び経験年数 (才) (男 ・ 女) (経験 年)		
④技能実習生に対する報酬	月給	円 / 時間給 円
⑤第1号技能実習での報酬	月給	円 / 時間給 円
⑥第2号技能実習での報酬	月給	円 / 時間給 円
⑦その他		

(注意)

- ①は、ローマ字で旅券(未発給の場合、発給申請において用いるもの)と同一の氏名を記載するほか、漢字の氏名がある場合にはローマ字の氏名と併せて、漢字の氏名も記載すること。
- ③の経験年数は、修得等をしようとする技能等に係る技能実習生の経験年数を記載すること。
- ④から⑥までについて、月給及び時間給以外の給与形態の場合については、月給又は時間給に換算した報酬を記載すること。また、月給又は時間給のいずれかを記載すればよいが、比較ができるよう統一して記載すること。なお、⑤は第2号技能実習又は第3号技能実習の場合、⑥は第3号技能実習の場合に記載すること。
- ⑦は、報酬以外の諸手当等が支給されている場合など特記すべき事項がある場合に記載すること。

2 同程度の技能等を有する日本人労働者がいる場合

①比較対象となる日本人労働者の職務内容や責任の程度	
②比較対象となる日本人労働者の年齢、性別及び経験年数	(才) (男 ・ 女) (経験 年)
③比較対象となる日本人労働者の報酬	月給 円 / 時間給 円
④技能実習生に対する報酬が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であると考えられる理由	
⑤その他	

(注意)

- ①は、比較対象となる日本人労働者の職務内容や責任の程度が、技能実習生と同等であることを示すこと。
- ②の経験年数は、比較対象となる日本人労働者の経験年数を記載すること。
- ③は、月給及び時間給以外の給与形態の場合については、月給又は時間給に換算した報酬を記載すること。また、月給又は時間給のいずれかを記載すればよいが、技能実習生に対する報酬と比較ができるよう統一して記載すること。
- ⑤は、報酬以外の諸手当等が支給されている場合など特記すべき事項がある場合に記載すること。

3 同程度の技能等を有する日本人労働者がいない場合

①最も近い職務を担う日本人労働者の職務内容や責任の程度	
②最も近い職務を担う日本人労働者の年齢、性別及び経験年数	(才) (男 ・ 女) (経験 年)
③最も近い職務を担う日本人労働者の報酬	月給 円 / 時間給 円
④賃金規程の有無及び賃金規程に基づく賃金	規程の有無 有 ・ 無 有の場合 賃金規程に基づき、技能実習生と職務や責任の程度が同等の日本人労働者に支払われるべき報酬 月給 円 / 時間給 円
⑤技能実習生に対する報酬が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であると考えられる理由	
⑥その他	

(注意)

- ①は、技能実習生と最も近い職務を担う日本人労働者の職務内容や責任の程度について、技能実習生が担う職務内容や責任の程度と比べて、具体的にどのような差異があるのかも併せて、詳細に記載すること。
- ②の経験年数は、比較対象となる日本人労働者の経験年数を記載すること。
- ③は、月給及び時間給以外の給与形態の場合については、月給又は時間給に換算した報酬を記載すること。また、月給又は時間給のいずれかを記載すればよいが、技能実習生に対する報酬と比較ができるよう統一して記載すること。
- 賃金規程を作成している場合には、必ず「有」にチェックマークを付すこと。また、賃金規程に基づき、技能実習生と職務や責任の程度が同等の日本人労働者に支払われるべき報酬を具体的に記載し、当該賃金規程を参考資料として添付すること。
- ⑥は、報酬以外の諸手当等が支給されている場合など特記すべき事項がある場合に記載すること。

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

年 月 日 作成

申請者の氏名又は名称

作成責任者 役職・氏名

印

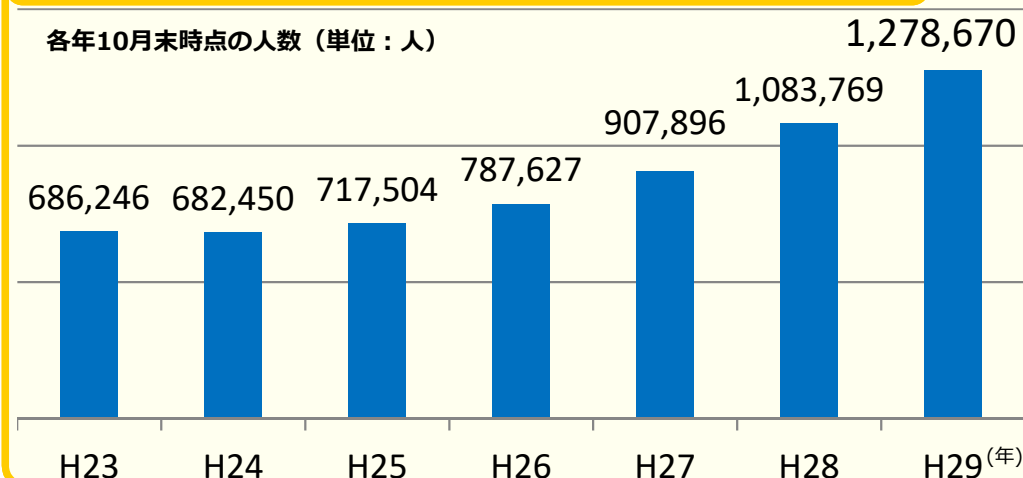
外国人労働者の状況

- 現状** ○外国人雇用状況届出※¹によると外国人労働者数は増加傾向にあり、平成29年10月末時点の届出状況では、1,278,670人となっている。※¹ 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第28条に基づく制度。届出の対象は、雇用される外国人労働者（特別永住者、在留資格「公用」・「外交」の者を除く。）。
- 労働災害等により労働者が死亡又は休業した場合、事業者は、労働者死傷病報告（様式第23号）※²を所轄の労働基準監督署長に提出する義務があるが、従前の本様式には、国籍や在留資格等の記入欄が設けられていなかった。※³。
- ※² 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第100条第1項及び労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第97条に基づく報告様式
※³ 外国人労働者の労働災害発生状況は氏名等から外国人労働者であることが確認できた場合のみ集計。

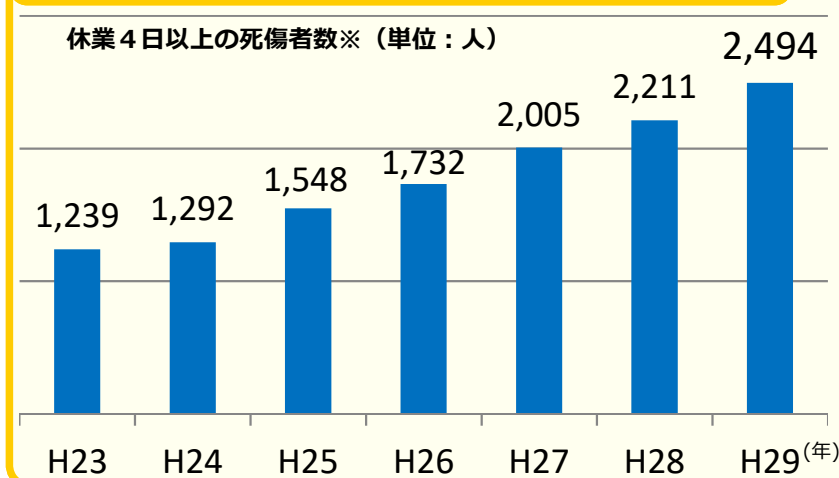
取組

- 労働災害防止のための施策を推進するため、被災者が外国人である場合※⁴に**国籍・地域**及び**在留資格**について新しい様式を用いて、事業者から所轄の労働基準監督署長に報告させ外国人労働者に係る労働災害を詳細に把握する。
- ※⁴ 特別永住者、在留資格「公用」・「外交」の者を除く。
- 様式第23号により報告された情報から外国人労働者の労働災害の傾向等を分析し、安全衛生教育に役立つ外国語教材を充実させる等、外国人労働者が理解できる方法による安全衛生教育を実施する事業者の取組みを支援。

外国人雇用状況届出による外国人労働者数の推移



外国人労働者の労働災害発生状況の推移



※労働者死傷病報告において外国人であることが確認できた場合のみ集計

労働者死傷病報告(様式第23号)の改正について

様式第23号(第97条関係) (表面)

労働者死傷病報告

労働者死傷病報告(労働者の業務に就くとき、業務中に労働者が死亡した場合、元請人の労働保険番号を記入すること。)

事業場の名称(労働保険の事業場の名称に記入すること。)

労働者の氏名(姓・名・名義を記入すること。)

性別

生年月日

職 種

経験年数

休業見込期間又は死亡日時(死亡の場合は死亡欄に○)

傷病名

傷病部位

被災地の場所

災害発生状況及び原因

略図(発生時の状況を図示すること。)

国籍・地域

在留資格

報告書作成者 職 氏 名

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

受 付 印

様式第23号(第97条関係) (裏面)

備考

- で表示された枠(以下「記入枠」という。)に記入する文字は、光学的文字・イメージ読取装置(O C I R)で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 記入すべき事項のない欄、記入枠及び職員記入欄は、空欄のままとする。
- 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、枠からはみ出さないように大きめの漢字、カタカナ及びアラビア数字で明瞭に記入すること。
なお、濁点及び半濁点は同一の記入枠に「カ」「バ」等と記入すること。
- 「性別」、「休業見込」及び「死亡」の欄は、該当する項目に○印を付すこと。
- 「事業場の名称」の欄の漢字が記入枠に書ききれない場合は、下段に続けて記入すること。
- 派遣労働者が被災した場合、派遣先及び派遣元の事業者は、「提出事業者の区分」の欄の該当する項目に○印を付した上、それぞれ所轄労働基準監督署長に提出すること。
- 「経験年数」の欄は、当該職種について1年以上経験がある場合にはその経験年数を記入し、1年未満の場合にはその月数を記入し、該当する項目に○印を付すこと。
- 「国籍・地域」及び「在留資格」の欄は、第97条の労働者が外国人(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。)別表第1の1の表の外交又は公用の在留資格をもって在留する者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者を除く。)である場合に、入管法第2条第5号に規定する旅券、入管法第19条の3に規定する在留カード又は入管法第20条第4項に規定する在留資格証明書により確認し、記入すること。
なお、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)第28条第1項の規定による外国人雇用状況の届出と同様の国籍・地域及び在留資格を記入すること。
- 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

※ 外国人雇用状況届出制度の対象外となっている特別永住者、在留資格「公用」・「外交」の者については、記入不要。
ハローワークに提出している外国人雇用状況届出と同じ内容を記入すること。

施 行 日 : 平成31年1月8日